

エグゼクティブ・サマリー

- 1 人間活動が生物圏を変化させた結果、生物圏が現在の生産性を維持し、増大する人口が必要とする資源を産み出す能力に甚大な悪影響が及んでいる。端的に言ってしまえば、まさに人類の生命維持システムが危機に瀕しているのである。地球上の生物相の豊かさ、構成、機能が、どれだけ社会に恩恵をもたらしてくれているのかが過去数十年で明らかになってきた。「生態系サービス」として知られているこれらの恩恵には、人類にとっての最も根本的で必要不可欠なニーズが含まれている。生態系サービスを提供する地球の能力は減少してきており、長期的にも減少が続くこともわかってきた。
- 2 いま我々が直面する複雑な課題を理解し対処するために鍵となる膨大な情報は、加速的に蓄積されつつある。ただ、その情報の多くは、政策立案者には入手困難か理解しづらい。この知識を効果的に活用し、政策立案者の助け（ガイダンス）としていくのであれば、それらを体系的に評価し、すでにある知識と統合していく必要がある。
- 3 しかし、利用可能な情報が豊富であるにもかかわらず、現状では地球上で何が起きているかについての我々の理解はまとまりがなく、断片的で、結果として不十分であること認識する必要がある。選ぶべき選択肢に対する理解を深め、より望ましい将来に向けた道程を導き、社会生態システムにとって望ましくない体制への移行（レジーム・シフト）を避けるために、明らかになった生物学的、地球物理学的な変化を引き起こしている社会的要因に関する情報が必要となる。IPBES の主要な課題は、効果的な方法で情報を集め、統合し、評価し、伝えていくことである。
- 4 生物多様性、生態系の機能、人間の福利にとって不可欠な恩恵の間関係は複雑であるため、アセスメントのプロセスでは、明確な評価範囲、性質、主要要素の定義が必要となる。さらに、このような複雑さゆえに、公式な科学的データとローカルな知識の両方を活用するなど、実際の問題に即した学際的なアセスメントのアプローチが必要となる。本文書の目的は、IPBES のアセスメントの対象範囲と性質について提案し、アセスメントを効果的に行うために必要な作業部会の数と種類について提案することである。

- 5 IPBES は、生物多様性、生態系サービス、それらと人間の福利との関係の現状と変化傾向の最新情報を定期的に提供することを通じ、多国間協定やその他の政策プロセスを支援する。IPBES はこれを、サブリージョナル、リージョナル、グローバルの異なるレベルで組織的に協調したアセスメントを定期的に行うことによって達成する。この異なるスケールのアセスメントを統合するというアプローチ（マルチスケール・アプローチ）は IPBES の特徴であり、特定のスケールにおけるシステムの変化や介入が、他のスケールにおける結果にどのように影響を及ぼすかを理解するのに役に立つ。
- 6 十分に統合された成果を出すため、アセスメントの全ての側面とスケールにおいて、共通の概念的枠組みが必要となる。それは全てのスケールを横断するデータ・システムと指標の基盤となる。この概念的枠組みによって、異なる時空間での比較研究が可能となり、科学者や政策立案者が、観測された傾向の背後にあるプロセスに関してより深い見識を得たり、学んだ教訓を他の悪影響を受けている環境に生かしたりすることができるようになる。
- 7 生物多様性と生態系サービスに関する知識（ナレッジ）の多くは、ローカルなレベルで生まれ、存在していて、公式に記録、共有、試験されることのない「暗黙知」がほとんどである。既存のアセスメントの中核はピア・レビュー、すなわち科学者同士の審査を経た科学的情報が標準だが、それに加えて、このような形態の知識を信頼できる形で収集できるように、アセスメントの方法を設計しなければならない。
- 8 政策立案者の様々なレベルでの緊急かつ変化するニーズに対応するため、IPBES は敏捷で柔軟でなければならない。そのために、定期的なグローバル、リージョナル、サブリージョナルでのアセスメントを補完するものとして、IPBES に特徴的なアセスメントを 2 つ提案する。それらは特定課題アセスメントと初期アセスメントである。
- 9 特定課題アセスメントとは、社会制度、グローバル環境、または両者間の相互作用の特定の側面に関連した生物多様性や生態系サービスの変化に焦点をあてるものである。
- 10 初期アセスメントは、政策にとって潜在的に重要だが、全面的なアセスメントを裏付けるのに十分なデータがない新しい問題を対象とする。政策コミュニティは、初期アセスメントの結果をもとに、よ

り詳細な特定課題アセスメントの実施が必要かどうか、あるいは通常のアセスメントの対象範囲に組み込むべきかどうかを判断することができる。

- 11 異なる政策的枠組みを採用することで生物多様性と生態系サービスがどのように変化する可能性があるのかを理解することは、将来を見越した適切な政策を立案するための鍵となる。シナリオは、そのための手がかりとなる知見を与えてくれる。IPBESは、そのための枠組みを提案するとともに、シナリオとモデリングに関する科学的な拠点（センター・オブ・エクセレンス）のネットワークを構築するプロセスを推進していかなければならない。また、観測、解釈、予測における不確実性を、透明性をもって分析し伝える方法を開発することも等しく重要である。
- 12 IPBESのアセスメントを構築する上で、6つの原則が基盤となる。6つの原則とは、卓越性・関連性（ユーザーのニーズに対して適切なものであること）、利益団体からのアセスメント・プロセスの独立性、プロセスの厳密性、参加者の質によって保証されたアセスメントの信頼性、幅広い層や地域、分野、知識体系からの参加者によって促される社会的包括性、権限を与えられた代表制メカニズムにもとづいて統治された正当性、経験と変化するニーズにもとづいてプロセスと構造を適応させる順応性である。
- 13 2011年7月25日から29日に、日本国東京都の国連大学で開催された日本国政府と南アフリカ共和国政府主催のワークショップをもとにして、国際的なアセスメント・コミュニティから参加した科学者は、IPBES第1回総会に対して考慮すべき以下の点を提出する。

考慮すべき点 1: リージョナル協議グループを設立する

- 14 適切な科学機関、市民社会団体、ビジネス関連組織からなるリージョナル協議グループを設立し、IPBESのグローバル・アセスメント、リージョナル・アセスメント、サブリージョナル・アセスメントの扱うべき主要な論点とプロセスを明確にする。

考慮すべき点 2: 独立したレビュー・パネルを設立する

- 15 UNEP/IPBES.MI/1/4, パラグラフ 21 に記載されている補助機関として、独立したレビュー・パネルを設立する。このパネルは、様々な分野、地域、関連した知識体系の著名な専門家から成り立ち、政府、科学機関、その他の関連するステークホルダーにより推薦され、

インター・アカデミー・カウンシル（IAC）などの独立した科学機関によって選出され、定められた基準（IPBES 総会に提案され、承認されたものとする）に基づいて IPBES 総会で承認される。

考慮すべき点 3: 科学パネルを設立する

- 16 幅広い分野と地域の経験の豊かな著名な科学者によって構成される科学パネルを設立する。その構成員は、UNEP/IPBES.MI/1/4, パラグラフ 21 に記載されているように、科学機関、政府、その他の関連するステークホルダーによって推薦され、レビュー・パネルによって選出され、IPBES 総会によって承認される。

考慮すべき点 4: 能力開発

- 17 本文書で提案されているように、能力開発の常設作業部会の活動は、アセスメントのすべての作業部会、小作業部会の活動に組み込まれる。

考慮すべき点 5: 概念的枠組みの策定

- 18 考慮すべき点 3 を踏まえ、科学パネルの当初の任務は、生物多様性、生態系サービス、人間の福利の相互関係が複数の空間、時間的次元に及んでいることを反映して、学際的な概念的枠組みを構築することである。また、そのような概念的枠組みをどのように異なるスケールでのアセスメント、特別課題アセスメント、総合的アセスメントに適用するかを明示することである。

考慮すべき点 6: アセスメント作業部会を設立する

- 19 学際的な専門家の常設グループである「アセスメント作業部会」（参照：UNEP/IPBES.MI/1/4, パラグラフ 27c）を設立する。この作業部会は、リージョナル、サブリージョナル、グローバルなスケールでの活動を行う。作業部会の機能は、アセスメントを複数の異なるスケールで協調して実施するのに必要な調整と、従来の科学的知識体系から生まれる知識とともに伝統的知識である LINKS（Local and Indigenous Knowledge Systems の略語）を検証し、アセスメントの全要素の一部として取り入れることである。

考慮すべき点 7: 定期アセスメントの期間とサイクル

- 20 グローバル、リージョナル、サブリージョナルでのアセスメントは、資金、時間的制約、科学的能力、政治情勢を考慮に入れて、設計し、実施するものとする。

- 21 サブリージョナル・アセスメント、リージョナル・アセスメント、グローバル・アセスメントのタイミングについて3つのオプションが提案されている。

オプション1: リージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントから開始して、順次定期的なアセスメントを行う

- 22 10年のアセスメントサイクルを採用し、初年度は評価対象範囲や方法を決めるための研究を行い、初年度の間に概念的枠組みについて合意する。その後4年間で、リージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントを行い、5年目にリージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントの統合報告書を作成する。グローバル・アセスメントは、5年目から開始し、9年目まで行う。統合報告書は、10年目に作成する。

オプション2: 並行して定期的なアセスメントを行う

- 23 アセスメントのサイクルは8年間とする。初年度は評価対象範囲や方法を決めるための研究を行い、初年度の間に概念的枠組みについて合意する。その後4年間で、リージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントを行い、5年目にリージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントの統合報告書を作成する。グローバル・アセスメントは、3年目から開始し、7年目まで行い、8年目に統合報告書を作成する。

オプション3: グローバル・アセスメントから開始して、順次定期的なアセスメントを行う

- 24 アセスメントのサイクルは10年間とする。初年度は評価対象範囲や方法を決めるための研究を行い、初年度の間に概念的枠組みについて合意する。2年目から6年目までグローバル・アセスメントを行い、7年目に統合報告書を作成する。リージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントは、5年目から開始し、9年目まで行う。統合報告書は、10年目に作成する。

考慮すべき点8: リージョナル作業部会とサブリージョナル作業部会

- 25 UNEP/IPBES.MI/1/4, パラグラフ27cに提案されているアセスメント作業部会の下に、必要に応じて、リージョナル作業部会とサブリージョナル臨時作業部会を設立する。これらの作業部会は、科学パネルによって構築されたプロセスを通して提案され、IPBES総会に

よって承認される。作業部会は、異なるスケール間の調整を行い、それぞれのリージョナル・アセスメントとサブリージョナル・アセスメントの目的と成果が明確なものになるようにする。

考慮すべき点 9: 課題の特定とアセスメント

- 26 特定課題アセスメントのテーマについては、IPBES 加盟国政府が特定する。または、生物多様性と生態系サービス関連の多国間環境協定を通して特定する。特定課題アセスメントは、テーマごとに設置される臨時小作業部会が行い、アセスメントの完了時に同作業部会は解散されるものとする。

考慮すべき点 10: 新しい課題の特定とアセスメント

- 27 新しい課題については、科学パネルが特定と選択を行い、執行委員会または事務局の支持のもと、総会に対して報告するものとする。初期アセスメントは、初期アセスメントに関する臨時小作業部会が行う。

考慮すべき点 11: データと指標に関する共同作業部会

- 28 ナレッジ生成作業部会（参照文書 UNEP/IPBES.MI/1/4, パラグラフ 27a）と協力して、アセスメント作業部会の下にデータと指標に関する小作業部会を設立する。その目的は、アセスメント・プロセスにおいて利用可能な情報を検討し、適切かつ共通の使い方について提言し、データ提供機関にアセスメントが必要としているものを伝えることである。

考慮すべき点 12: グローバル生物多様性・生態系サービス観測システム

- 29 IPBES は GEO BON に対して、既存の生物多様性モニタリング・イニシアティブをネットワーク化し、必要に応じて新しいイニシアティブを開始することによって、グローバル生物多様性観測システムを構築するように委任する。

考慮すべき点 13: シナリオ・モデルと不確実性に関する共同技術作業部会

- 30 地球変動研究グループと協力して、アセスメント作業部会とナレッジ生成作業部会の共同小作業部会を設立する。

考慮すべき点 14: 自己点検

- 31 IPBES 総会は、独立したレビュー・パネルに対して、釜山成果文書に提言されている、アセスメント・プロセス自体を点検するためのメカニズム（UNEP/IPBES/3/3 Annex パラグラフ 8）を構築するように指示すべきである。このメカニズムは、IPBES アセスメントの科学的成果のレビューの手続きとは異なるものである。